

公布された規則のあらまし

佐賀県庁舎管理規則の一部を改正する規則（規則第 14 号）

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。（第 2 条関係）
- 2 南別館東庁舎の解体に伴い、所要の改正を行うこととした。（別表関係）
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、1 については、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。